**札幌市「ＰＡ制度」導入から１０年　障害者の負担軽減、課題に　煩雑な作業多く　／北海道**

毎日新聞2020年5月23日　地方版

https://mainichi.jp/articles/20200523/ddl/k01/100/104000c?pid=14509



介助者の中西秀人さん（左）とＰＡ制度の契約を結んだ向山雅之さん＝札幌市東区で

介助者シフト管理、書類作成など

　障害者が自ら介助者を採用し、直接契約を結ぶ札幌市独自の「パーソナルアシスタンス（ＰＡ）制度」の導入から１０年が過ぎた。介助者に資格が不要なため身近な知人を採用することができ、介助時間を従来よりも増やすことが可能に。全国唯一の画期的制度だが、煩雑なシフト管理や事務作業を基本的に障害者自身が担うため、負担の大きさが課題となっている。

　４月下旬、全身の筋肉が徐々に衰える難病、筋ジストロフィーで車いす生活を送る向山雅之さん（３０）＝同市東区＝の口元にコーヒーが運ばれる。手伝うのはＰＡ制度の契約を結んだ中西秀人さん（３４）。向山さんが動かせるのは口元と指先だけで、２４時間人工呼吸器が必要だ。

　ＰＡ制度は重度障害者の生活全般を支える公的サービス「重度訪問介護」の利用者が対象で、認定された費用の範囲内で介助の内容を自分で組み立てることができる。向山さんの生活を支えるのは、重度訪問介護の事業所から派遣されるヘルパーと、中西さんを含むＰＡ制度の介助者５人だ。

　向山さんは１カ月５３５時間ある重度訪問介護の支給時間のうち、約６０時間をＰＡ制度に振り分けた。市は重度訪問介護の１時間を２４００円と換算しており、約６０時間分の費用は約１４万円。中西さんらとは時給１３００円で契約したため、介助時間は約１１０時間に増えたことになる。向山さんは「メリットしかない」と喜ぶ。

　市によると、２０１８年度の利用者は７６人で、うち単身者は２４人。介助者の確保や日報などの記録、区役所への請求から報酬の支払いといった業務は原則、障害者自身か支援者が行うことになっているため「書類作業が多くて利用のハードルが高い」との声もある。

　脳性まひで車いす生活を送る同市中央区の登り口倫子さん（３４）は、北海道大のザンビア人留学生など１３人の介助者と契約しているが、シフトの調整が深夜まで及ぶこともしばしば。「裁量があるのはいいが、個人の力量では厳しい」と明かす。

　北星学園大の田中耕一郎教授（障害者福祉）は「障害者が介助の内容を自己決定できる意義深い制度」とした上で「介助者が労働者として位置付けられておらず、就労中や通勤には使えない点など課題を改善していく必要がある」と訴えた。

　■ことば

パーソナルアシスタンス（ＰＡ）制度

　障害者が事業所を通さずに希望する介助者と契約を交わし、シフトや支払う報酬を決めることができる札幌市の制度。２０１０年度に導入された。重度障害者の生活を支える公的サービス「重度訪問介護」の利用者が対象。同サービスの介助時間の一部が１時間２４００円に換算されて支給され、障害者がＰＡ制度の費用に充てる。運営は市が委託するＮＰＯ法人「自立生活センターさっぽろ」が行い、介助者の募集や請求作業などを支援する。